令和4年度(第1回) 社会教育委員会議 議事資料

目 次

\bigcirc	教育指導部	部課長一覧表	•••••	Р.	1
0	教育指導部	部課長異動・退職者一覧表		Р.	2
0	令和4年度	社会教育委員活動計画(案)について		Р.	3
0	令和4年度	社会教育委員協議会予定表		Р.	4
0	加古川市立公	:民館の使用許可基準の緩和について	•••••	Р.	5
\bigcirc	令和4年度	各課事業の推進について		別	₩

教育指導部 部課長一覧表

令和4年4月1日現在)

学校教育課未来を拓く学び推 進担当課長 (任期付) 神野台給食センター所長 前役職等 (再任用) 加古川北公民館長 (任期付) 志方中学校長 (任期付) 上荘小学校長 鳩里小学校長 八幡小学校長 (指定管理) (指定管理) (任期付) (任期付) (任期付) めぐみ かおり 利英 奉敬 裕美 達弥 **添** 光渺 秀樹 堂 业 氏名 鳥居 福本 小原 松尾 田士 大 真鍋 大园 田温 有原 女容 加古川北公民館長 両荘公民館長 志方公民館長 野口公民館長 水丘公民館長 平岡公民館長 陵南公民館長 別府公民館長 尾上公民館長 学校教育課長 教育研究所長 役職名 市民協働部参事 (市民センター統括担当) 前役職等 国民健康保險課長 教育指導部参事 (学校教育担当) 青少年育成課長 平岡南中学校長 (再任用) (再任用) (再任用) 邦広 幸央 朋宏 啓晃 光隆 明美 孝引 敏和 華之 裕六 活司 111 並 氏名 長谷川 哥哥 松尾 今華 田村 初 福島 梅野 河村 髙橋 藤原 井部 (青少年育成担当) (青少年育成課長事務取扱) (公民館統括担当) 文化財調査 研究センター所長 少年自然の家所長 加古川西公民館長 東加古川公民館長 (放課後児童支援担当) (学校教育担当) 加古川公民館長 社会教育課長 中央図書館長 役職名 参事 参 参 部辰 次長

教育指導部 部課長異動·退職者一覧表

〈異動〉

新所属等	泛接課 家庭児童相談担当
旧所属	平岡公民館長
氏名	一 大赇 朔口

< 退職>

備考	兵庫県教育委員会(両荘中学校)へ				兵庫県教育委員会(鳩里小学校)~	兵庫県教育委員会(氷丘中学校)~	
旧所属	教育指導部長	垂	米丘公民館長	陵南公民館長	学校教育課長	教育研究所長	子
氏名	神吉 直哉	大西 隆博	日浦明彦	王 垛Ұ鼻	尾崎貴弥	加藤勉	本量 落中

令和4年度社会教育委員活動計画(案)について

1 内容

新型コロナウイルスの収束が見通せない状況が続く中、昨年度は、コロナ禍における社会教育のあり方や少年自然の家の利用促進について協議を行ったところである。令和4年度は、従来から利用者の固定化等により利用促進が課題となっている公民館について、課題解決に向けた取組に関して協議を行う。また、本市の文化財保護行政の現状を確認し、文化財の保存とともに、市民が歴史文化への関心を高め、郷土に誇りや愛着を深めることができるよう、今後の方策について協議を行う。

2 スケジュール (案)

曰	時期	内 容
第1回	4月	・令和4年度社会教育委員活動計画(案)について ・各課事業の推進について (各課より令和4年度の予算や事業について説明)
第2回	6月	・社会教育施設の運営について (社会教育施設の利用状況や事業について説明) ・公民館の利用促進に向けた取組について
第3回	8月	・公民館の利用促進に向けた取組について
第4回	10 月	・文化財の保存と活用及び今後の方策について
第5回	12 月	・文化財の保存と活用及び今後の方策について
第6回	2月	・文化財の保存と活用及び今後の方策について ・公民館の利用促進に向けた取組について (進捗状況説明)

令和4年度 社会教育委員協議会予定表

種別	行事名	月日	場所	内容	備考
東播磨·北播磨地区社会教育委員協議会	総会・第 1 回研修会	6月2日(木) 13:30~16:10	西脇市	総会、顕彰 講演(講師:未定)	参加要請未定
兵庫県 社会教育委員協議会	総会・研修会	5月30日(月)	兵庫県民会館(神戸市)	総会、研修会	参加要請未定
東播磨·北播磨地区 社会教育委員協議会	振興大会・第2回研修会	7月9日(土) 13:30~16:10	西脇市	社会教育团体合同研修会 講演 (講師:未定)	参加要請未定
近畿地区社会教育委員協議会	近畿地区社会教育研究大会	9月2日 (金)	奈良市 なら 100 年記念会館ほか		
東播磨·北播磨地区社会教育委員協議会	第3回研修会	10 月中旬	高砂市	東播磨・北播磨公民館連絡 協議会との合同研修会	参加要請未定
兵庫県 社会教育委員協議会	兵庫県社会教育研究大会	未定			

※新型コロナウイルス感染症の感染状況により、変更される場合がございます。

加古川市立公民館の使用許可基準の緩和について(概要)

1 基準緩和に至った経緯

本市の公民館は、社会教育法に基づく社会教育施設として設置しており、「地域人材育成事業」「地域 子育て創生事業」「高齢者学習事業」「生涯学習創出事業」の4事業を軸に、様々な事業を行うとともに、 市民団体へ貸館を行っているところであるが、利用者の固定化や高齢化により、年々利用者数は減少傾 向にある。

また、市民の学習ニーズは多様化・専門化しており、幅広い年代のニーズに対応するためには、民間 事業者等に公民館の使用を認めることも必要となってきている。

このため、公民館の有効活用による市民の学習機会の充実を目的に、民間事業者等が社会教育に関する目的で公民館を使用する場合について、新たに使用を認めることとする。

2 使用許可基準の緩和について

令和4年4月1日より、民間事業者等が使用する場合は、以下の要件を満たしたものについて、公民館の使用を許可する。

【要件】

- ①社会教育に関する目的で使用する場合
- ②入場料等を徴収する場合、実費相当(※) と認められるもの ※会場使用料、資料代、講師の旅費等
- ③商品の展示、宣伝若しくは販売行為を行わない。

【新たに使用を許可する例】

- ①民間事業者が実施する、無料のスマホ講座や健康講座など
- ②市民団体による、実費相当分の参加費を徴収する講演会や展覧会など

(参考) 公民館に関する社会教育法の規定

設置目的	市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する
(法第20条)	各種の事業を行い、住民の教養の向上や健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興
	や社会福祉の増進に寄与することを目的とする。
目的のために	○公民館が直接的に行う事業
実施する事業	定期講座開設、講演会・展示会等の開催、体育・レクリエーション等に関する集会の開催等
(法第22条)	○施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること
営利に関する	○公民館が直接的に行う事業の場合:もっぱら営利を目的として事業を行うこと。(※1)
禁止行為	○施設を住民の集会その他の公共的利用に供する場合:営利事業を援助すること。(※2)
(法第23条)	

- (※1) 法第20条の目的を没却して専ら営利のみを追求することを指す。
- (※2) 特定の営利事業に対して、使用回数、使用時間、事業者の選定等に関する優遇、一般に比べて社会通念上極めて安い使用料を設定するなど使用料等に関して優遇する等、特に便宜を図り、それによって当該事業に利益を与えることを指す。